

令和8年度第1回会津若松市運賃協議分科会 (書面開催)

次 第

- (1) 議案第1号 中央病院・居合団地線の系統変更に伴う運賃の再設定について

令和8年度第1回会津若松市運賃協議分科会 名簿

No	区分	団体・機関等	所属団体役職	氏 名	備考
1	会津若松市地域公共交通会議会長が指名する市職員	会津若松市	企画政策部 企画調整課長	二宮 慎	
2	協議運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	福島交通株式会社	会津支社長	佐藤 俊材	
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する職員	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	日脇 渚彩	
4	住民又は利用者の代表する者として会津若松市地域公共交通会議会長が指名する者	会津若松市区長会	副会長	渡部 美次	

議案第1号

中央病院・居合団地線の系統変更に伴う運賃の再設定について

令和8年度第3回会津若松市地域公共交通会議（書面開催）における議案第7号にて、系統変更について協議を行っている中央病院・居合団地線について、系統変更に伴い改めて当該路線の運賃を設定する必要があることから、以下の運賃設定について、審議するものです。

系統変更の詳細につきましては、添付の第3回会津若松市地域公共交通会議資料をご参照ください。

記

【運賃設定の内容について】

1 事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

2 設定しようとする運賃を適用する路線

中央病院・居合団地線

3 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法

(1) 運賃の種類 普通旅客運賃

(2) 運賃の額 次ページのとおり 小人は半額（端数の5円は10円に切り上げ）
障がい者は大人・小人運賃の半額

4 実施予定日

令和8年10月1日

5 住民等の意見を反映するための措置について

住民等の意見を反映するための措置については、以下のとおり、意見聴取を実施いたしました。

① 本市HPでの意見募集

実施期間: 8月12日(水)～8月20日(木)

結果 : 0件

会津若松市運賃協議分科会設置規程

(令和6年11月27日決裁)

(令和8年6月26日決裁)

(設置)

第1条 会津若松市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議・決定し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、会津若松市地域公共交通会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）第9条第1項の規定する分科会として設置する。

(組織)

第2条 分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 会津若松市地域公共交通会議会長（以下「会長」という。）が指名する市職員
- (2) 当該協議運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する職員
- (4) 住民又は利用者の代表する者として会長が指名する者

(分科会長)

第3条 分科会に会長（以下「分科会長」という。）を置き、第2条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名した構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 分科会は、原則公開するものとする。ただし、分科会長が認めるとき、又は分科会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。
- 3 分科会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 次の場合は協議が成立し決定されたものとみなして、協議の開催を省略することができる。
 - (1) 均一性運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めてほかの市町村に乗り入れする場合を除く。）においても、運賃額に変更がない場合。
 - (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
 - (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
 - (4) 新たな決済手段を追加する場合

(協議結果)

第5条 分科会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実

な実施に努めるものとする。

2 分科会で協議が調った事項については、会津若松市地域公共交通会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、設置要綱第10条第1項に規定する事務局において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は分科会長が別に定める。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。